

広域系統整備委員会の委員の選任及び諮問事項の変更について

(案)

2025年3月31日をもって広域系統整備委員会の委員9名が任期満了となることに伴い、委員会規程第3条及び第4条の規定に基づき、別紙1のとおり委員、委員長及び委員長代理を選任する。併せて同規定に基づき任期を決定する。また、広域系統整備委員会への諮問事項を変更する。

なお、委嘱に関する事務手続きについては、「広域系統整備委員会の設置及び委員の委嘱について（第2回理事会第10号議案）」に基づき処理を行うが、その際、『計画部長』を『系統計画部長』と読替える。

(1) 委員の選任

別紙1のとおり選任する。

(2) 委員の任期

委員の任期は2年とし、再任されることができる。

(3) 委員への委嘱手続き

委員への委嘱は別紙2により行う

秘密保持、情報の目的外利用禁止に関する誓約書の提出依頼その他の委嘱に関する事務手続きは系統計画部長にて処理する。

(4) 委員会への諮問事項の変更

変更前	変更後
(1) 広域系統整備委員会に係る検討 (2) 広域系統整備の具体的な実施に係る検討	(1) 広域系統整備委員会に係る検討 (2) 広域系統整備の具体的な実施に係る検討 (3) <u>広域系統長期方針に係る検討</u> (4) <u>設備形成及び系統利用に関する新たな仕組みに係る検討</u>

以 上

【添付資料】

別紙 1：電力広域的運営推進機関 広域系統整備委員会 委員名簿

別紙 2：広域系統整備委員会 委嘱状

【参考】

〔委員会規程(抜粋)〕

(委員の選任等)

第 3 条 委員は、理事会が選任する。

2 委員の任期は、委員会ごとに理事会が定める。

(委員長の選任等)

第 4 条 委員長は、委員の中から理事会が選任する。

3 委員長に事故がある場合は、その職務を代理する委員を理事会が選任する。但し、
理事会が予めその職務を代理する委員を定めたときは、これに従うものとする。

〔広域系統整備委員会の設置及び委員の委嘱について（第 2 回理事会第 1 0 号議案） (抜粋)〕

4. 委員への委嘱手続

- ・ 委員への委嘱は別紙 2 により行う
- ・ 秘密保持、情報の目的外利用禁止に関する誓約書の提出依頼その他の委嘱に関する事務手続きは計画部長にて処理する。

電力広域的運営推進機関 広域系統整備委員会
委員名簿

委員長

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ
グループリーダー・主席研究員

(敬称略)

委員 (中立者)

岩船 由美子 東京大学 生産技術研究所 教授

大橋 弘 東京大学 副学長 大学院経済学研究科 教授

河辺 賢一 東京科学大学 工学院電気電子系 准教授

木山 二郎 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー 弁護士

坂本 織江 上智大学 理工学部機能創造理工学科 准教授

高見 順彦 株式会社三井住友銀行 執行役員 ストラクチャードファイナンス営業部長

◎田中 誠 政策研究大学院大学 教授

永田 真幸 電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 ネットワーク技術
研究部門長

藤本 祐太郎 長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

(敬称略・五十音順)

下線 : 今回選任する委員

◎ : 委員長代理

(広域系) 第 2 0 2 4—〇〇号

(委員名) 様

電力広域的運営推進機関 広域系統整備委員会の委員を委嘱します。
期間は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までとします。

2 0 2 5 年 3 月 日
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力